各介護サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

#### 兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護サービス事業者の皆さまに日々感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供いただくため、①感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援補助 ②職員の皆さまへの慰労金支給を実施いたします。

つきましては、介護サービス事業に係る当該補助金・慰労金支給のための申請手続きに ついて県ホームページに掲載しましたので、下記にご留意の上、申請手続き等をお願いし ます。

なお、本通知は、同一住所で複数の介護サービスを提供されている場合、同一住所のいずれかの事業所・施設に送付していますので、他の事業所・施設への情報提供をお願いします。

記

- 1 掲載ホームページ <a href="http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html">http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html</a>
  - ( ホーム〉暮らし・教育〉健康・福祉〉介護保険・サービス〉

介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報

- 2 申請に際しての留意事項
- (1) 申請先は、兵庫県国民健康保険団体連合会に介護報酬請求を行っている場合と行っていない場合では申請方法等が異なります。
- (2) 申請に必要な書類(<u>申請書および様式  $1 \sim 3$ </u>) については、上記ホームページから ダウンロードして作成ください。
- (3) お問い合わせは、裏面記載のとおり専用事務局を設置して相談対応します(高齢政策課ではお問い合わせに対応いたしませんので、ご留意ください)。

#### 3 その他

上記ホームページでは、新型コロナウイルス感染に伴う各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報も掲載していますが、メールでもタイムリーにお知らせしていますので、県高齢政策課からのメールを受信していない介護サービス事業所(施設を除く)や地域密着型サービス事業所におかれましては、必ず次のホームページから電子簡易申請システムでメールアドレスを登録してください。

ホーム〉暮らし・教育〉健康・福祉〉介護保険・サービス〉 介護サービス事業所等のメールアドレス登録等について

> 高齢政策課介護基盤整備班 班長 藤本 俊典

## 兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の申請手続き(概要)

### 1 交付申請書の提出・支払方法について

兵庫県国民健康保険団体連合会(以下、国保連)に介護報酬請求を行っている場合と行っていない場合では申請方法等が異なりますので、ご留意の上、申請等手続きを行ってください。

12 d V 10		
区分	(1)国保連に介護報酬請求している場合	(2)国保連に介護報酬請求していない場合
申請方法	申請書等 (申請受付フォームURL) の提	国保連にインターネット申請はできません
	出は、国保連に介護報酬請求と同様、原則、	ので、申請に必要な書類(申請書および様式
	電子請求受付システムによるインターネッ	$1 \sim 3$ )をダウンロードして作成の上、下記
	ト申請とします。	事務局あて郵送してください。
	媒体(紙・CD-R)で報酬を請求している事	※郵送先
	業所は、別途国保連が8月中旬から発行す	郵便番号 651-8769(住所不要)
	る「ID、仮パスワード」により、電子請求	兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包
	受付システムによるインターネット申請に	括支援事業事務局 あて
	ご協力いただきますようお願いします。	※必ず「レターパックライト」で郵送して
	※媒体(紙・CD-R)による郵送又は持参で	ください。
	の申請は、事務処理の都合上、支払が遅	※一斉提出による混乱を避けるため、窓口
	れることが予想されますので、インター	での受付は行いません。
	ネット申請にご協力お願いします。	
申請時期	電子請求受付システムによるインターネッ	8月3日~令和3年1月31日
	ト申請	(郵送受付のみとします。)
	毎月 15 日 (8 月のみ 17 日) 以降~月末日	
	(最終:令和3年1月31日)	
	※毎月1日~14日 (8月のみ~16日) は、	
	受付できませんので、ご留意ください。	
申請内容審	毎月、申請を月末締めで受け付け、翌月に	県において申請内容を確認のうえ、交付決
査・概算払	審査を行い、月末に介護報酬の登録口座に	定した後、交付決定額を申請時に登録手続
いの時期	概算払します(紙やCD-Rによる申請の場合	きされた口座に概算で振り込みます。
	は、翌々月末払いとなる場合があります。)	

#### 2 補助・支給対象者・経費

# (1) 感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援補助について

当該補助金の対象条件・対象経費は以下の通りです。

なお、この補助金の支払いについては、原則 1 回のみの概算払いとなっていますので、 申請額は実施に必要な経費全てを計上して、1 回で交付申請してください。

また、他の補助金との併給はできませんので、ご留意ください。詳細は、ホームページ 掲載の補助基準単価表やQ&Aでご確認ください。

事業区分	対象条件(期間・事業所)	対象経費・補助額	
感染症対策を徹底した上 での介護サービス提供支 援事業	令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設(医療みなしを含む)	(対象経費例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用等(補助基準額)サービス類型毎に設定	
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	令和2年4月1日以降、令和3年3月31日までに、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所(医療みなしを含む)	(補助基準額) 1利用者あたり 1,500 円~6,000 円	
在宅サービス事業所にお ける環境整備への助成事 業	令和2年4月1日以降、令和3年3 月31日までに感染症防止のための 環境整備を行った在宅サービス 事業所(医療見なしを含む)	(対象経費例) 「3つの密」を避けてサービス提供を 行うために必要な環境整備に要する購 入費用(長机、飛沫防止パネル、換気設 備、自転車、ICT機器、内装改修費等) (補助基準額)20万円	

## (2) 慰労金の支給について

慰労金の支給対象・支給額は、以下のとおりです。

区分		対象事業所・施設	支給単価		
	A	感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	20 万円		
対象事業		感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定			
所・施設	В	の役割を担ったとして次表の(1)から(5)のいずれかの要件(下記要件	5 万円		
		参照)を満たす事業所・施設			
対象者		上記の施設・事業所等に、対象期間(3月1日~6月30日)中に10日以			
		上勤務し、利用者と接する職員(注2			

## 4 問い合わせ先

(1)制度内容(交付対象、交付額、申請様式への入力方法等)に関すること

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

電話:078-362-3056

受付時間:平日9時~17時(土日祝日は除く)

(2) 電子請求受付システムによるインターネット申請に関すること

介護電子請求ヘルプデスク

電話:0570-059-402

受付時間:8月のみ 平日:10時~20時、土日祝:10時~17時

9月から 平日:10時~17時